

平成30年9月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2525頁）

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
 - ア 接道規制の適用除外に係る認定について、建築審査会の同意を不要とする場合の手数料の徴収項目の追加
 - ・ 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 31,000円
 - イ 用途地域における建築の制限の適用除外に係る許可について、公開意見聴取や建築審査会の同意を不要とする場合の手数料の徴収項目の追加
 - ・ 用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料 87,000円
 - ・ 用途地域における建築の特例許可申請手数料 92,000円
 - ウ 前面道路から後退して壁面線の指定がある場合等における建蔽率の緩和に係る許可についての手数料の徴収項目の追加
 - ・ 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 36,000円
 - エ 国際的な規模の会議、競技会等の用に供する仮設興行場等を建築する場合において、1年を超える設置を可能とする許可についての手数料の徴収項目の追加
 - ・ 仮設興行場等建築許可申請手数料 195,000円
 - オ 既存の一の不適合建築物に関して二以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合における全体計画の認定についての手数料の徴収項目の追加
 - ・ 認定申請手数料 28,000円
 - ・ 変更認定申請手数料 28,000円
 - カ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途で使用する場合における制限の緩和に係る許可についての手数料の徴収項目の追加
 - ・ 一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料 108,000円
 - ・ 一時的に特別興行場等（※）として使用する場合の許可申請手数料 195,000円

※ 国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用するもの
 - キ その他規定の整備
- (3) 施行期日 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日。ただし、(2)ア及びエは、公布の日